

熊本市復興支援ボランティア連携推進事業実施要綱

制定	平成29年	7月22日	市長決裁
改正	平成30年	10月25日	復興総室副室長決裁
	平成31年	4月1日	復興総室副室長決裁
	令和2年	4月1日	文化市民局長決裁
	令和4年	6月15日	地域活動推進課長決裁
	令和5年	4月1日	地域活動推進課長決裁
	令和5年	10月1日	地域活動推進課長決裁
	令和7年	4月1日	地域政策課長

(目的)

第1条 本事業は、平成28年熊本地震（以下「地震」という。）における被災者支援を行う災害ボランティア団体の活動経費に対する熊本市復興支援ボランティア連携推進事業費助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、本市における被災地域と災害ボランティア団体が連携した迅速かつ効果的な被災者支援を推進することを目的とする。

(事業実施)

第2条 本事業の実施については、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるもののほか、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(助成対象)

第3条 本事業による助成の対象者、対象事業、対象経費、助成金額等は、別表1のとおりとする。

(助成の申込)

第4条 本事業による助成を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体概要書
- (2) 活動計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(審査)

第5条 前条の書類が提出されたときは、審査会において審査を行う。

(審査会の組織)

第6条 前条の審査会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、地域政策課長をもって充てる。

3 委員は、危機管理課長、高齢福祉課長、こども政策課長、中央区まちづくりセンター所長をもって充てる。

(会長)

第7条 会長は、委員会を統括する。

(会議)

第8条 審査会の会議は、会長が招集し、議長は会長が務める。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させてその意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

3 会長が必要と認めるときは、書面の持ち回りをもって、会議の開催に代えることができる。

(審査基準)

第9条 第5条の審査は、審査基準（別表2）に基づき行う。

(審査会の庶務)

第10条 審査会の庶務は、文化市民局市民生活部地域政策課において処理する。

(助成の決定)

第11条 市長は、審査会の審査に基づき、助成対象を決定する。

2 前項の決定を行ったときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）又は助成金不採択通知書（様式第3号）により、申込者に対し速やかに通知するものとする。

3 助成の決定に当たって必要と認めるときは、条件を付することができる。

(助成対象事業の変更等)

第12条 前条第2項の規定により助成金交付決定通知を受けた者（以下「助成金交付対象者」という。）は、対象事業の実施に当たって、内容の変更、中止、取下げ等の事由が生じたときには、遅滞なく文書で報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合は、必要に応じ助成金の額の変更、中止及び取消し等を行うことができる。

(実績報告)

第13条 助成金交付対象者は、助成を受ける年度の3月31日までに助成金実績報告書（様式第4号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)活動報告書

(2)収支精算書

(3)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定により提出された書類に疑義又は不明の事項がある場合には、実施の状況の調査を行い、又は助成金交付対象者に対して説明を求めることができる。

(助成金の額の確定)

第14条 市長は、前条第1項の書類を受けた場合において、その報告に係る助成対象事業の成果が助成金の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたとき、又は助成決定金額を減額したときは、交付すべき助成金の額を助成金交付決定通知書に基づき確定し、助成金交付確定通知書（様式第5号）により助成金交付対象者に通知するものとする。

2 助成金交付対象者は、助成金交付確定通知を受けた日から30日以内に助成金交付請求書（様式第6号）を提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する請求書を審査し、適当であると認めたときは、これを受理した日から起算して30日を経過する日までに助成金を助成金交付対象者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(助成金の交付)

第15条 助成金は、前条により確定した額を助成事業の終了後に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、助成事業の性質上その事業の終了前又は年度途中に交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。

3 前項の交付を受けようとする助成金交付対象者は、助成金概算交付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前2項の概算額の交付決定をしたときは、助成金概算交付通知書（様式第8号）により助成金交付対象者に通知するものとする。

5 助成金交付対象者は、概算交付通知書を受けたときは、速やかに助成金交付請求書（様式第9号）を提出しなければならない。

6 市長は、前項に規定する請求書を審査し、適当であると認めたときは、これを受理した日から起算して30日を経過する日までに助成金を助成金交付対象者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(決定の取消し)

第16条 市長は、助成金交付対象者が次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、天災その他やむを得ない事情により事業の遂行ができなくなったときは、その事情を考慮のうえ取消しを行う。

(1)助成金を他の用途に使用した場合

(2)虚偽その他不正な手続きにより助成金の交付を受けた場合

(3)事業を途中で中止したとき、又は事業を実施しなかった場合

(助成金の返還)

第17条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第18条 助成金交付対象者は、第16条（第3号を除く）の規定による取消しを受け、助成金の返還を請求さ

れたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 前項の違約加算金を納付しなければならない場合において、助成金交付対象者の納付した金額が返還を請求された助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された助成金の額に充てられたものとする。

（他の助成金等の一時停止等）

第19条 市長は、助成金交付対象者が助成金の返還を請求され、当該助成金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき助成金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

（補則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年（2020年）4月1日から適用する。

附則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和4年（2022年）4月1日に遡及して適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和5年（2023年）4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和5年（2023年）10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和7年（2025年）4月1日から適用する。

別表1（第3条関係）

本事業における助成の対象は、下表のとおりとする。

助成対象者	本市において地震による被災者の支援を行うNPO等のボランティア団体で、次に掲げる要件をすべて満たすもの ①団体の定款、規約等を有すること ②助成対象となる事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること ③暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと ④営利を目的とした団体でないこと ⑤事務処理、会計処理が適切にできること
助成対象事業	助成対象者が被災者支援を目的に本市域内で行う次の事業 ①子ども支援、親支援（子どもの遊び場づくり、育児支援等） ②日常生活支援（移動・買い物等） ③被災地域の自立的復興に向けた人材育成支援（住民リーダー） 上記に関わらず、以下に該当する事業は助成の対象にしない ①興行その他営利を目的とするもの ②政治的又は宗教的な普及宣伝活動と認められるもの ③特定企業の広報又は宣伝活動を伴うもの ④本市又は本市の関係団体から補助等の助成を受けるか、受ける見込のあるもの ⑤前各号に掲げるもののほか、内容が助成にふさわしくないと認められるもの
助成対象経費	上記の事業に要する謝金、旅費、消耗品費、印刷費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託費、その他本市が必要と認める費用 ※本市以外にて実施される事業の経費については対象とにならない
助成額	助成対象経費総額と助成上限額（1,000千円以内／1団体）を比較して低い方の額（千円未満切り捨て）

別表2（第9条関係）

第9条の審査基準は、下表のとおりとする。

※審査項目ごとの合計点数が、それぞれに定める基準点に満たない場合は失格とする。

審査項目	審 査 内 容	採点	項目別合計
実 施 団 体	<審査のポイント> 助成対象者の要件を満たし、助成団体として適切か 事業を実施する体制等があるか		計 /10 点 (基準点 6 点)
	・団体が適切に活動できる程度の財政状況が維持できているか ・団体が適切に活動でき、また事務処理・会計処理が適切に行える組織、人員等の体制となっているか ・ボランティア団体等としての活動実績があるか ・事業完了後も継続したボランティア活動等が期待できるか	/10 点	
活 動 内 容	<審査のポイント> 被災地域の現状・課題に対応する効果的な支援であるか		計 /30 点 (基準点 18 点)
	・事業の活動地域は適切か（特定の仮設住宅のみではなく、広く被災者支援に資するよう活動地域を設定しているか）	/5 点	
	・被災地域や被災者の現状をよく理解し、多様なニーズや課題を適切に把握しているか	/5 点	
	・課題やニーズを十分に踏まえ、効果的な支援となっているか ・支援の対象者の設定は適切か	/5 点	
	・被災者支援に繋がるように目標・成果が適切に設定してあるか ・十分に実現・達成できる目標・成果となっているか	/5 点	
	・人員・組織等の実施体制が十分に検討されており、実施可能なものとなっているか	/5 点	
	・一時的な活動にとどまらず、期間を通じて活動するなど、適当なスケジュールとなっているか	/5 点	
収 支 計 画	<審査のポイント> 活動内容に対し、合理的かつ適切な収支内容となっているか		計 /10 点 (基準点 6 点)
	・活動を実施できるだけの収入予算が組まれているか ・会費・参加費等を徴収する場合、過度な負担とならないよう配慮されているか	/5 点	
	・活動費の使途が適切か、助成対象外のものはないか	/5 点	
合 計		/50 点	

様式第1号（第4条関係）

熊本市復興支援ボランティア連携推進事業費助成金交付申請書

年 月 日

熊本市長 （宛）

住 所

申請者 名 称

代表者

熊本市復興支援ボランティア連携推進事業費助成金の交付申請について

熊本市復興支援ボランティア連携推進事業実施要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 交付申請額

事業費（総額）…事業に要する費用の総額	円
うち助成対象経費総額 （A）	円
助成上限額 （B）	1, 0 0 0, 0 0 0円
助成対象額 （C）…AとBを比較して低い方の額	円
交付申請額 …Cの額の千円未満を切り捨てた額	円

2 その他添付資料

- （1）NPO等のボランティア団体概要
- （2）活動計画書
- （2）収支計画書
- （3）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

熊本市復興支援ボランティア連携推進事業費助成金交付決定通知書

住 所

申請者 名 称

代表者

熊本市長

熊本市復興支援ボランティア連携推進事業費助成金の交付決定について

年 月 日付けで交付申請のあった事業に対する助成金について、熊本市復興支援ボランティア連携推進事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成対象経費及び助成金額は、次のとおりとする。

助成対象経費	円
助成金額	円
- 3 助成金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。
- 4 交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 事業の内容の変更、中止、取下げ等の事由が生じたときには、遅滞なく文書で報告し、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (3) 助成を受ける年度の3月31日までに実績報告書を市長に提出しなければならない。
 - (4) その他
- 5 助成の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が助成を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は助成決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された助成金があるときは、その返還及び助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 6 前項に規定する請求に応じた助成金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の助成金等があるときは、当該他の助成金等の交付を一時停止することがある。
- 7 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 8 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

令和 発第 号
 年 月 日

熊本市復興支援ボランティア連携推進事業費助成金
不採択通知書

住 所
(申請者) 団体名
代表者職・氏名 様

熊本市長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった事業については、審査の結果「不採択」となりましたので、熊本市復興支援ボランティア連携推進事業実施要綱第11条に基づき通知します。

熊本市復興支援ボランティア連携推進事業費助成金実績報告書

熊本市長 （宛）

住 所

申請者 名 称

代表者

熊本市復興支援ボランティア連携推進事業費助成金実績報告について

年 月 日付け熊本市指令第 号で助成金交付決定通知のあった事業について、熊本市復興支援ボランティア連携推進事業実施要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり実績報告します。

記

1 助成金の交付決定年月日及び交付決定額（計画変更承認があった場合は変更後の内容）

- (1) 交付決定年月日 令和 年 月 日
- (2) 交付決定額 円

2 実績報告額

事業費（総額）…事業に要した費用の総額	円
うち助成対象経費総額 （A）	円
助成上限額 （B）	1, 0 0 0, 0 0 0円
助成対象額 （C）…AとBを比較して低い方の額	円
実績報告額 …Cの額の千円未満を切り捨てた額	円

3 その他添付資料

- (1) 活動報告書（内容がわかる写真等を含む。）
- (2) 収支精算書
- (3) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

熊本市指令第 号
年 月 日

熊本市復興支援ボランティア連携推進事業費助成金交付確定通知書

住 所

申請者 名 称

代表者

熊本市長

熊本市復興支援ボランティア連携推進事業費助成金の交付確定について

年 月 日付け熊本市指令第 号で通知した事業に対する助成金について、熊本市復興支援ボランティア連携推進事業実施要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 交付決定済額 | 円 |
| 2 | 助成金（確定額） | 円 |
| 3 | 概算交付済額 | 円 |
| 4 | 要返金額 | 円 |

熊本市復興支援ボランティア連携推進事業費助成金請求書（精算払）

熊本市長 （宛）

住 所

申請者 名 称

代表者

熊本市復興支援ボランティア連携推進事業費助成金の請求（精算払）について

上記の件について、熊本市復興支援ボランティア連携推進事業実施要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり助成金を請求します。

記

1 請求金額（精算払）

金 円也

（内訳）

助成金（確定額）	金	円也
概算交付済額	金	円也
今回請求額	金	円也

2 振込先

銀行名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義（フリガナ）	

様式第7号（第15条関係）

熊本市復興支援ボランティア連携推進事業費助成金概算交付申請書

年 月 日

熊本市長 （宛）

住 所

申請者 名 称

代表者

熊本市復興支援ボランティア連携推進事業費助成金の概算交付について

年 月 日付け熊本市第 号で通知した事業に対する助成金については、熊本市復興支援ボランティア連携推進事業実施要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり概算交付されるようお願いいたします。

記

1 助成金概算交付申請額 円

2 助成金の概算交付申請理由

※概算交付を受けた額が、実績報告額を下回る場合は、返金を要します。

- 1 助成金概算交付額 円

年 月 日

熊本市復興支援ボランティア連携推進事業費助成金請求書（概算払）

熊本市長 （宛）

住 所

申請者 名 称

代表者

熊本市復興支援ボランティア連携推進事業費助成金の請求について（概算払）

上記の件について、熊本市復興支援ボランティア連携推進事業実施要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり助成金を請求します。

記

1 概算払請求金額
金 円也

(内訳)		
交付通知額	金	円也
既概算払受領済額	金	円也
今回請求額	金	円也
差引額	金	円也

2 振込先

銀行名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義（フリガナ）	